

公立大学の質保証をめぐる現状と 新たな評価制度への期待

一般社団法人 公立大学協会
副会長 大橋隆哉(東京都立大学長)

1 公立大学における制度1期目の現状認識

○ 制度1期目の公立大学の受審状況

第1期の認証評価受審先	大学数
大学基準協会	41大学
大学評価・学位授与機構	35大学

○ 認証評価制度の成果

公立大学は質保証活動に真摯に向き合うことができた。

公立大学の設置自治体にも質保証の重要性への理解を得ることができた。

○ 懸念材料

教育改革が認証評価機関の評価基準に方向づけられる？

公立大学法人評価が認証評価の結果を踏まえる※ことの意味は？

— 両評価制度において「踏まえる」ことがそれほど意識されていなかった。

※ 地方独立行政法人法 第79条

大学団体として認証評価機関設立を検討

【きっかけ】

- 第1期の認証評価受審を通じて、学長の問題意識が高まっていた。
- 2010年4月のいわゆる「事業仕分け」で、学位授与機構の認証評価事業廃止が俎上に（実際に、短期大学の認証評価は廃止された）。

【取組の内容】

- 公立大学協会は、協会内に研究組織を設け、認証評価機関の設立も念頭に置いて検討を開始。
- その過程では、対話型の大学評価を試行的に実施。
- 同時に、法人評価と認証評価との制度的関係に関する調査を実施。

2010年度の検討開始から認証評価機関設立までの経緯



主な課題に対する検討の方向性

課題	検討の方向性
○ 適格性の判別を目的とする評価と、改善を目的とする評価は両立しない(評価のジレンマ)。	◇ 法令適合性の評価をひとまとめにし、改善目的の評価と分離することで、評価のジレンマを解消することが必要。
○ 「3ポリシーの一貫性」や、「PDCAサイクル」などのロジックだけで、学習者の態度の影響や副次的効果などを含む複雑な実態を評価することは難しい。	◇ 水準向上については、内部質保証の実質化を示す具体的取組みを題材に議論することが大事。 ◇ 題材には、評価する側・される側が対等の立場で向きあうことが必要。
○ 法人評価と内部質保証との関係については、法令に期限等も明確に示されている法人評価への対応が優先され、内部質保証の活動が後回しになる傾向がある。	◇ 小規模公立大学では、法人評価と内部質保証が同じ組織で扱われることは避けられない。 ◇ 法人評価(設置自治体への説明)と 内部質保証(教育の質向上)の目的の違いを理解し、それぞれの目的に即した取扱いが必要。

2 新たな評価制度への期待

○ 以下に示された方向性はそれぞれ重要なものであり両立が必要。

質保証システム部会(審議まとめ) 2022.3.18(pp.19-20)

- …認証評価については、内部質保証が真に有効に機能しているか否か、また、大学の教育研究活動の状況(学修の質や水準、研究環境整備等)が十分に評価できていないのではないか…。
- 認証評価機関が単なる7年に1度外部評価を実施する機関としてではなく、受審前から受審後、そして次の受審まで、大学の自己改善のプロセスに伴走し、大学教育と認証評価が一体となって大学全体の質向上につながっていくような在り方が望まれる。

「知の総和」(答申) 2025.2.21(p.21)

- 認証評価における各高等教育機関の負担軽減を踏まえつつ、教育・学修や研究の質を一層高めるため、例えば学部・研究科等に応じた定性的評価を導入するとともに、教育研究情報に基づく定量的評価を行い、これらに基づき在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示した上で公表するなど、新たな評価制度へ移行するための制度改善を行う。

学部・研究科単位の評価

- 新たな評価制度が、いわゆる「専門分野別評価」となれば、それぞれの学術の規範に深く依拠した、いわば**教員側の視点に立った評価**となることも考えられる。
- **学ぶ学生の側に立った評価**を行うには、例えば、**各学術ごとに系統的に発展してきた学び**と、**それを様々なフィールドで応用・活用に繋げられる力**などの双方に視野を置き、おおまかに類型化して評価することも考えられる。

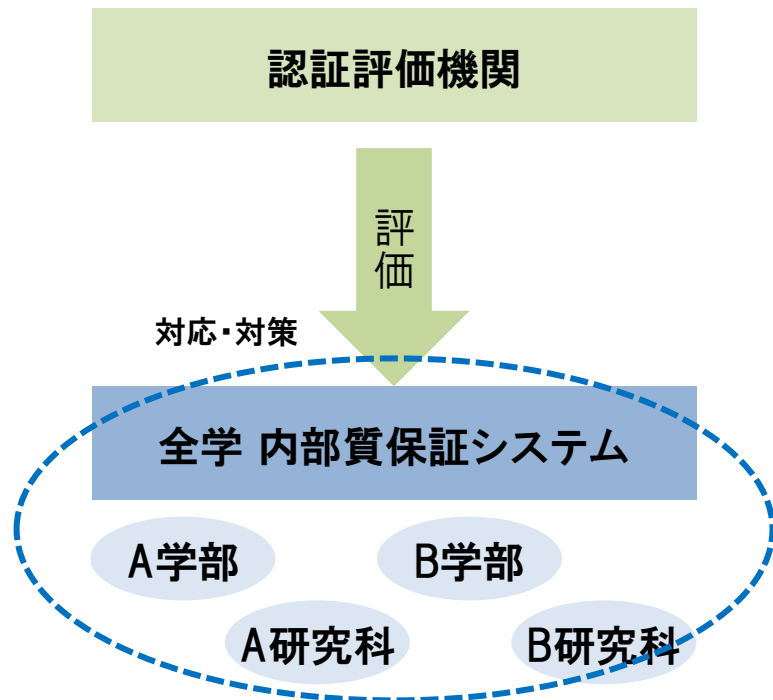
評価のための類型(例示)	公立大学 入学定員	学生の側に立った評価の観点(例示)
医療ライセンス系 (医歯薬、看護、医療、福祉)	9,173	各ライセンスのコア・カリキュラム、指定規則を基礎に置く学び 地域・コミュニティを専門家としてコーディネートする力
自然科学ディシプリン系 (理・工・農・情報工学)	7,058	各ディシプリンにおいて歴史的に蓄積されてきた系統的な学び 理論や技術を実装し、汎用的に活用することができる力
人文社会科学ディシプリン系 (人文、経済、法学、経営)	11,364	各ディシプリンにおいて歴史的に蓄積されてきた系統的な学び 学術が経済社会や人生にもたらす意義を自覚し活用できる力
領域横断系 (地域政策、地域創生、国際)	4,548	標榜する学術に多様なディシプリンを統合させた体系的学び 近代知の細分化を超えて、多様な学術をフィールドで活用する力
芸術系 (音楽、美術、工芸、デザイン)	1,825	職業作家・演奏家に必要な卓越した技術・創造性を得る学び 芸術的創造性を現代社会や自身の職業生活に活用する力

学部・研究科単位の内部質保証

- 公立大学は学部・研究科の単位も小さく、質保証の専門職員を置くことも難しい。
学部・研究科単位の内部質保証を実質化する工夫が求められる。
- まず全学的な内部質保証システムが認証評価機関と課題を共有し、共に学部・研究科の内部質保証活動を伴走して改善を支援する形が現実的。

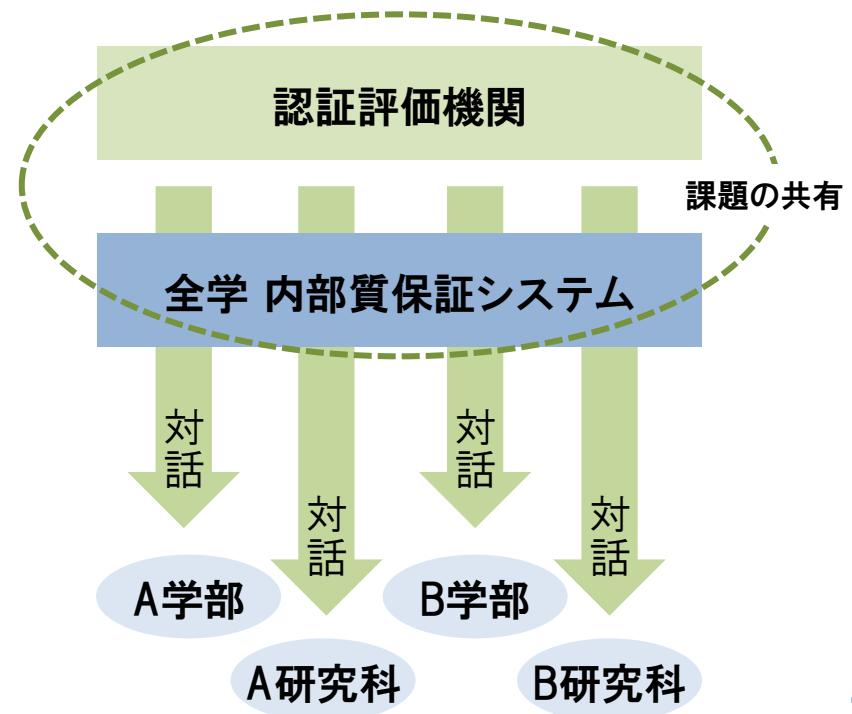
これまで

各学部・研究科の内部質保証の状況を取りまとめ、**認証評価に適合するための対策**を行う。



これから

評価機関との間で**改善に向けた課題を共有し**、学部・研究科との**対話をファシリテート**する。



公立大学の立場から新たな評価制度に求めること

○ 評価制度ごとに役割を分担することにより評価の重複を解消する。

根拠法	評価内容	評価主体	期待や留意点
学校教育法	教育研究情報に基づく 定量的評価	文部科学省と 関係機関	国公立大学共通の情報公表システムを機能させ、法令適合評価を国が行うことで、大学の作業負担が軽減。
	学部・研究科等に 応じた 定性的評価	認証評価機関	全学的な内部質保証との連携により、各学部等との間で対話型のピアレビューが可能となる。
地方独立行政法人法 （法人評価）	中期目標・計画に対する 達成度評価	各設立団体に置かれる 評価委員会	認証評価が、教育プログラムの類型ごとに評価を行うことで、法人評価に利用可能な評価結果を提供。

- 公立大学法人評価との連携を考えると、6年サイクルでの評価実施が自然。
- 組織の改革プロセスに働きかける機関別認証評価の成果を生かす発想が大事。
- 制度が法定されることは、設立団体からの支援を確保するために引き続き重要。